

第13号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

品川区長 森 澤 恭 子

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(昭和27年品川区条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

(品川区特別区税条例の一部改正)

第2条 品川区特別区税条例(昭和39年品川区条例第48号)の一部を次のように改正する。

第66条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(品川区プールの管理に関する条例の一部改正)

第3条 品川区プールの管理に関する条例(昭和50年品川区条例第36号)の一部を次のように改正する。

第11条各号列記以外の部分中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 品川区情報公開・個人情報保護条例の一部を改正する条例(令和5年品川区条例第1号)の一部を次のように改正する。

付則第2条第5項各号列記以外の部分および第6項中「懲役」を「拘禁刑」

に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、または改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）または旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、または改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する規定の適用

については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(説明) 刑法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。